埼玉県内の障害者施設・事業所における新型コロナウイルスの感染事例が増え、「クラスター」とも呼ばれる事例も発生しております。

　施設・事業所では、外部からのウイルスの侵入を防ぐことが何よりも重要となります。

　しかしながら、職員の方がコロナウイルスに感染し、施設内にウイルスを持ち込んだ事例も見受けられます。

　ついては、以下のとおり、感染症予防の留意事項をまとめました、参考にしていただき、引き続き感染予防の取組の徹底をお願いいたします。

＜平時における職員の健康管理・観察＞

〇出勤前の体温計測等の体調確認の徹底を求めている。

〇出勤時・退勤時に体温計測を行っている。

〇施設長等は職員の健康状態を常時把握している。

〇風邪症状や味覚・臭覚異常等が出た場合は、「出勤しない・させない」の徹底を全員に求めている。また、すぐに医療機関に相談して受診するよう徹底している。

〇濃厚接触者になった場合、または同居家族等がＰＣＲ検査を受けた場合は出勤を控えさせている。

〇濃厚接触者になった場合等、感染が疑われる場合は、当該職員と接触した利用者を特定し、健康観察を強化するとともに、支援する職員を分けることや隔離等による支援を検討する。

〇執務室や食堂等でマスクを外し飲食する場合には、一定の距離を保ち、向かい合って座らず、会話も控えるようにしている。

〇県が実施するＰＣＲ検査を定期的に受検している。

＜職員の感染が判明した場合＞〇速やかに施設長等に報告するとともに、施設全体で情報を共有する。

〇保健所に連絡し、指示に従う。また、県、市町村に連絡す

〇利用者や他の職員に具合の悪い者がいないか確認する。

〇施設内の消毒・清掃を行う。

〇保健所の調査の前であっても、濃厚接触者と思われる者を施設として調査し、ゾーニングを行い、利用者の場合は個室等で支援、職員の場合は自宅待機とする。

〇陰性と判明するまでは、防護服、フェイスシールド、手袋等の防護具を着用し支援を行う。

＜感染が拡大した事例＞

・　ゾーニングを行って陽性者を施設内で支援していたが、利用者ごとに防護具を交換せずに支援を行った。また、支援した後、防護具を着用したままレッドゾーンとグリーンゾーンとを行き来していた。そのため、感染が拡大した。

＜対応が不十分だった事例＞

・　同居家族がＰＣＲ検査を受検していたが出勤した。